

警報発令時の対応について（2026年7月14日改定）

1. 暴風警報が愛知県内のいずれかの地域（尾張西部を除く）に発令された場合、又は岡崎市に危険警報（レベル4）若しくは特別警報（レベル5）が発令された場合
 - （1）午前6時までに解除された場合、平常通り始業します。
 - （2）午前6時現在発令中の場合、午前を休校とします。
 - （3）午前6時から午前10時までの間に解除された場合、午後から授業を行います。
授業開始時刻は、学校から配信される連絡に従ってください。
 - （4）午前10時現在で解除されない場合、休校とします。
 - （5）上記の（4）の場合において、午後3時までに解除され、生徒の安全な登下校が確保できると校長が判断したときは、課外活動を行うことができます。
 - （6）警報の発令状況にかかわらず、地域の被害状況、交通機関の運行状況その他の事情により、生徒の安全な登下校が確保できないと校長が判断したときは、臨時休校その他必要な措置を講ずることがあります。
2. 暴風警報・危険警報・特別警報が上記1以外の地域に発令された場合、原則として平常通り授業を行います。なお、発令地域に住む生徒については、上記1の時間区分に従って対応するものとします。その場合、登校できない時間帯は家庭学習とします。
3. 暴風警報以外のレベル3の警報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）が発令された場合は、原則として平常通り授業を行います。なお、登校途中に危険な箇所が予測されて、登校できない生徒は家庭学習とします。（この場合、学校に連絡が必要です）
4. 在校中に暴風警報・危険警報・特別警報が上記1の地域に発令された場合またはそれに準ずる状況が生じた場合、その時点で授業を中止し帰宅します。それ以外の地域に暴風警報・特別警報・危険警報が発令された場合、またはそれに準ずる状況が生じた場合、該当地域に住む生徒は帰宅し、以後家庭学習とします。なお、危険が予測される箇所を通行する生徒および他の理由で帰宅が不可能な生徒は、学校で待機し、家庭と連絡をとって適宜必要な処置をとります。
5. 登校途中に各種警報が発令された場合は、本人の良識ある判断により、安全な場所で待機・退避するなど適宜の処置をとみましょう。
6. 公共交通機関がストライキや災害により運休した場合
 - （1）名鉄電車（名古屋本線）岡崎地域の場合、上記1の警報発令時に準じます。
 - （2）上記以外の公共交通機関（JR、バスなど）やその他の地域の場合、上記3の大雨・洪水警報発令時に準じます。なお、可能な限りの方法で登校します。